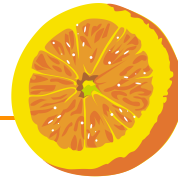


今後の主なスケジュール



【 裁判期日 】

金沢地裁

日 時：次回 2月13日(月)午後1時半～
次々回 4月27日(木)午後1時半～
場 所：金沢地方裁判所 202号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます。
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

富山地裁

日 時：次回 1月18日(水)午前11時～
次々回 4月19日(水)午後1時半～
場 所：富山地方裁判所 1号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます。
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

【 原告団交流会 】

各県で下記概要にて原告団交流会を行いますので、是非ご参加ください。尚、詳細は別途ご案内いたします。

- ★ [富山]・・・3月4日 午前10時から (場所：富山県民共生センターサンフォルテ (富山市湊入船町6-7))
- ★ [福井]・・・4月23日 午後1時から (場所：福井県国際交流会館2階第3会議室 (福井市宝永3-1-1))
- ★ [石川]・・・3月4日 午後1時から 場所未定

【 その他活動予定 】

- 1月29日(土) 恒久対策原弁会議 (大阪)
- 2月7日(火) 院内集会 (東京)
- 4月26日(水) オール肝炎サポート集会 (東京：星稜会館)

■ B型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

(2016(平成28)年11月16日現在)

- 【全国】 提訴者数 22,214人 (被害者数 20,362人)
和解者数 16,127人 (被害者数 14,621人)
- 【北陸】 提訴者数 564人 (被害者数 504人)
和解者数 410人 (被害者数 352人)

全国肝炎サミット・初開催！

全国各地(30都道府県)の肝炎対策協議会委員が初めて集まり、「全国肝炎サミット」が開催されました。サミットでは、各地の状況報告と情報交換が行われ、各地の肝炎対策に相当差があることが判明しました。今回のサミットを生かし、北陸でも、取り組みが不十分な点は指摘して改善するよう要望していきたいと思っております。3時間の会議でしたが、あっという間に終わり、来賓の厚生労働省肝炎対策推進室長からも「現場の実際の声を聞いて有意義だった。」とのお言葉を頂くことができました。各地の状況が分かる場はなかなかありませんので、ぜひ、次回も開催していただき、北陸での取り組みに生かしていきたいと思っております。 【北陸原告団代表 川上 ゆきえ】



無料カウンセリング事業をはじめました！

B型肝炎にかかったことで、家族のこと、将来のことなど多くの悩みがあるけど、周りに相談できる人がいないという声が多く寄せられました。そこで、昨年11月から、まず1年間、無料カウンセリング事業を試行的に実施することとなりました。

相談を担当して下さる清原浩先生は、臨床心理士であり、鹿児島メンタルサポート研究所所長として、豊富なカウンセリング経験を有しておられます。周りに打ち明けにくい悩みを相談して心が軽くなる手助けになればと思います。相談料は無料で、匿名での相談も可能ですので、お気軽にご相談ください。

無料相談ダイヤル 0120-882-237 毎週2回(日曜日・月曜日) 相談時間 10:00~13:00、13:30~16:30

※ 本事業はメンタルサポートに関するものです。裁判手続きについては各地の弁護士に、治療については医療機関にご相談ください。



オレンジ通信

<http://bkan-hokuriku.info/>

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団
〒920-0931 石川県金沢市兼六元町9-40
金沢合同法律事務所
発行日：2017年1月11日 第8号

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所 / 金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所 / 福井 0776-30-1371 泉法律事務所

新年のごあいさつ —北陸原告団代表より—

【 全国B型肝炎訴訟北陸原告団代表 川上 ゆきえ 】

あけましておめでとうございます。

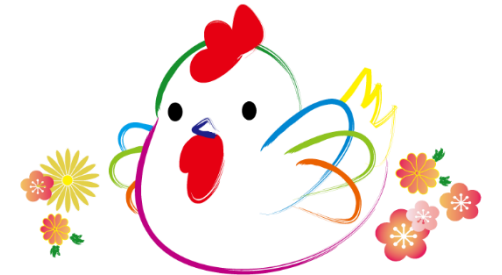
昨年は、基本合意5周年の記念集会を開催し、全国から約700名の方に参加していただきました。また、医療費助成に向けた請願が衆参両議院で採択され、身体障害者認定基準の緩和が実現するなど、支援制度拡充に向けて前進した一年でした。

より良い生活・社会にしていけるために、一歩ずつですが確実に進んでいます。今年も、更なる前進を実現すべく、北陸でも、原告団の交流会を開催するなど積極的に活動したいと思います。交流会は生活、家族、就労、支援制度、治療の経験のことなどを語り合える場所となっておりますので、お気軽にお越しください。皆様の困り事や心配事は抱え込まず、各地で開催している交流会で打ち明けて頂ければと思います。

このオレンジ通信は、私たちB型肝炎の患者、遺族の方々、支援者の方々へと広くお送りし、北陸だけではなく、全国の活動も随時報告させて頂いております。

今年も医療費助成の早期実現、新薬開発、偏見のない社会作り等に向けて、引き続き活動を行ってまいります。是非とも引き続き、活動へのご理解とご協力をお願い致します。

今年はみなさまにとって大きく飛躍し、誠に「ケッコー」な年になりますように。



金沢大学医学部で患者講義を行いました！【2016.11.17】

<< 患者講義をやってみて >> —患者講義担当原告より—

「自分の辛かった体験を語り伝える事で、差別偏見がなくなるよう活動する」とはいえ、辛かった体験は余り思い出したくないもので、ましてや、見ず知らずの大勢の人の前で告白などなかなか出来るものではないと思っていました。でも、そんな私でもできました。

私の場合、時間的に余裕があったので段階を踏む事にしました。第一段階は、まずは話せる事だけを話す。体験談を並べるだけとなってしまう。

第二段階は、あえて原稿は作らず、話したくない事をどれだけ盛り込めるのか、でした。

第三段階は、その語りを原稿にして、サポート担当弁護士からの掘り下げが始まります。この時はどう思ったのか、家族はどうだったか、職場はどうだったか、やっと原稿が出来上がります。

第四段階は、この時点でもまだ、「やりたくない」が少し残っていたので、他の患者さんの講義を聴きに行きました。想いが溢れて言葉に詰まる姿を見て、とても勇気をもらい背中を押されました。

第五段階は、いよいよ本番。差別偏見をなくせたかな。確かなことは、普段話せない事を話した事で、自分の心が少し軽くなったことです。

担当弁護士や患者が全力でサポートします。あなたも一緒にやりませんか、患者講義。 【患者講義担当原告】



医学部生で満員の講義室

基本合意 5 周年記念集会を開催！！



平成元年、5名の原告で始まったB型肝炎訴訟。18年間の長いたたかひの末、最高裁で逆転全面勝訴判決を勝ち取りました。5名の原告全員について、危険性を知らずながら注射器の使い回しを放置していた国の賠償責任が認められたのです。その後、被害者を迅速に救済するため国と基本合意を締結。

今年は、最高裁判決から10年。基本合意締結から5年の節目の年。

これを記念して、2016年10月29日13時30分から17時ころまで、東京・虎ノ門のニッショーホールで、「基本合意5周年記念集会」が盛大に開催されました。集会には、全国各地から、700名を超える原告・弁護士、支援者等が参加。北陸からも24名の原告と同伴者、5名の弁護士が参加しました。集会では、まず、初提訴から基本合意締結まで23年に及ぶたたかひの歴史を振り返りました。これまで、我々が取り組んで来た恒久対策運動が国の肝炎行政を動かしてきたこと、そして、今後も、重症者へのさらなる支援の拡大や新薬の開発等に向け、恒久対策運動を継続しなければならないことを確認しました。

さらに、今でも、歯科医院等で医療器具の連続使用が横行している現状を踏まえ、我々は、再発防止の活動にも取り組まなければならないこと、そして、差別・偏見をなくすため、大学等での患者講義にも力を入れていかなければならないことを確認。「患者講義」紹介のコーナーでは、実際に、患者講義を受けたことがきっかけで、患者支援

の活動を行うようになった学生が登場。その学生は、患者講義で感銘を受け、母校の高校に働きかけ、患者講義を行ってもらったエピソードなどを披露しました。「伝えれば、つながる。つながれば、広がる」。学生は、そのように話していましたが、まさに、それを実感できるエピソードでした。

「伝え、つなげ、広げる」ことにより、様々な方々から支援を受け、我々の活動は着実に前進しています。粘り強い地道な活動がなければ、今日の状況は生まれなかったでしょう。今後も、原告団・弁護団、一丸となって、様々な活動を行っていきましょう。

【弁護士 西山貞義】



参加原告からのコメント

●石川県・女性（40代）

基本合意までの長い年月およびその後の5年間、いろいろな方々の行動力と大変な苦労のおかげで今があることを詳しく知り本当に感謝しています。まだまだ課題（同じことを繰り返さない、差別や偏見をなくすこと、新しい治療）は多いですが私も原告団の一員として今後もいろいろな活動に参加していきたいと思いました。

●富山県・男性（60代）

注射器の連続使用により私はB型肝炎の肝硬変になりました。10mm程度の腫瘍があり近い将来がんになる恐れもあります。治療と仕事を両立していかなければ生活ができなくなりますので肝硬変・がんの患者にぜひ医療費の助成と有効な治療薬の開発を早急に進めてください。又、高校生・大学生のアンケートの声を聞いて、患者講義の必要性を実感しました。

●石川県・男性（60代）

記念集会により再度当初からの流れが確認できた。日本肝臓病患者団体協議会のような活動（活動量が多いと思う）が、B肝でできないか。検証会議などで過去のことは明らかになったので、これからは将来に向け前進あるのみではないか。いつまでも過去のことを持ち出すことは疑問である。患者講義は一般の方に広まればよいと思うが。

●福井県・男性（60代）

基本合意に至るまでの苦しみと熱意に心から敬意を表します。集会に参加させていただいて大変よかったです。有難うございました。

●石川県・男性（60代）

感動しました。全国から多数の方が参加しました。初めて提訴された5人の勇気・ご苦勞。会が進むにつれ多くの方の頬が濡れていました。ビデオ上映、ご本人の登場等、企画準備された人達にも感謝します。種々の事情で参加したくても参加できなかった人を想うと、参加できたことは幸せでした。

●福井県・女性（50代）

和解して2年あまりたちました。慢性肝炎なので今も治療中です。今回この集会に参加して、改めてB型肝炎の恐ろしさを思い出しました。新薬の一日も早い開発を望みます。

●富山県・男性（50代）

初参加でしたがこれまでの経緯や現在の活動状況がよく分かりました。都合が合えばまた参加したいです。



慢性肝炎除斥を争う原告の本人尋問実施【福岡地裁】

福岡地方裁判所において、2016年11月28日午後1時30分ころから午後4時30分ころまでの間、慢性肝炎除斥を争う原告の本人尋問が行われました。

尋問の対象は、慢性肝炎発症後、いったん慢性肝炎が沈静化し、その後、慢性肝炎が再発した原告2名。この2名は、「初回」の肝炎発症から提訴までは20年（除斥期間 ※下に解説）が経過してしまっているのですが、国は、この点をとらえて、除斥前提の和解金（150万円から300万円）でしか和解できないと主張しています。

ただ、この原告の方々は、肝炎「再発」時から提訴までは20年が経過しておらず、我々は、この点をとらえて、除斥ではなく、通常通りの和解金（1250万円）で和解すべきと主張して、除斥期間の起算点を争っているのです。福岡地裁においては、この点について、全国に先駆け、原告団・弁護団と国との間で、医学的な論拠等に基づく激しい攻防が繰り返されており、攻防も概ね最終盤にさしかかったことから、今回、代表的な原告2名について、原告本人尋問が実施されたのです。全国各地から、20名の原告と14名の弁護士が応援にかけつけ、北陸からも原告2



名、弁護士1名が応援参加。本人尋問では、ウイルス感染によって、病気を発症しただけでなく、仕事を失い、結婚・出産等の人生設計を狂わされるなど、金銭には代えがたい重大な「被害」が発生していることなどが明らかになりました。

原告本人尋問も終了したことから、原告団・弁護団は、今後、福岡地裁において、慢性肝炎の除斥期間の起算点について、出来るだけ速やかに裁判所の見解を明らかにするよう求めていくこととなります。【弁護士 西山貞義】

除斥期間とは・・・法律関係を安定させるため、一定の期間経過後に権利を消滅させる制度。民法724条後段は、「不法行為の時」から20年経過すると、損害賠償請求権が消滅すると規定している。B型肝炎訴訟では、慢性肝炎の方は、基本的には、最初の慢性肝炎発症時が除斥期間の起算点となる「不法行為の時」とされ、その時から、20年経過すると、民法上は、損害賠償請求権が消滅することとなる。もっとも、基本合意上は、除斥期間が経過した被害者の方についても、少額ではあるものの、一定の和解金が支払われることにはなっている。

<< 傍聴に参加して >> 富山県 男性(60代)

福岡地裁で行われた慢性肝炎の除斥期間の適用が争点になっている裁判（本人尋問）の傍聴に参加致しました。傍聴には、地元と全国から100名近い方が集まり、除斥期間に対する感心の高さと重要性を改めて感じました。本人尋問は、弁護団と原告、国側と原告という順に質疑応答の形式で行われ、原告の方が語った内容からは、将来に向けて家族とともに築いていた仕事、事業や結婚、子育てとといったごく普通の生活、それが発病により、大きく失われ、経済的にも、精神的にも大きな負担、不安を抱える生活へと変わっていった様子、そのことを、さらに、除斥ということで切り捨てられることに対する憤りや無念さが強く感じられました。

全国には、私を含め、本人尋問が行われた原告の方と同様に、数多くの方が、ご家族を含め同じような問題を抱えながら生活していることを思うと、少しでも早く救済に向け良い判決が出されることを切に願うばかりです。

<< 傍聴と交流会に参加して >> 石川県 男性(70代)

2名の原告本人尋問を傍聴した。原告Aさんは食料品の販売業をされ、軌道に乗ってこれからという28歳で発病。心も体も疲弊して店も閉鎖に追い込まれ治療に専念することに。その後、51歳で再発して抗ウイルス薬の服薬を開始。原告Bさんは大学卒業後、市役所に就職し、幹部候補生だった。1987年に慢性肝炎を発症し仕事に専念できなくなったが、その後病状も安定して、仕事や家庭生活に充実した日々を送っていた。しかし、2008年再発し、抗ウイルス薬の服薬を開始。ただ、たびたび病状が悪化することで、出世の道を断たれ、早期退職を余儀なくされた。本人尋問を聞いて、人生の成長盛りを病魔に襲われ将来を閉ざされた私自身と同じ経緯だと思った。ウイルスは無くならず、体内に潜伏している。常に再発への不安と余病を心配する生活を強いられる。抗ウイルス薬の投与も一生継続。助成もあるが、経済的負担や精神的重圧は消えない。除斥期間は、損害賠償請求権を消しても、ウイルスを消してくれない。今後の運動で裁判官に患者の実情を知っていただき、公正な裁判をしてもらいたいと感じた。